

(平成21年9月9日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	31 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	18 件

## 福岡国民年金 事案 1544

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年3月まで

私はA市の「市政だより」を見て、同市B区役所に行き、私と妻の国民年金の加入手続をした。その時、さかのぼって納められることを聞き、保険料を納めた記憶がある。

また、私は自営業を営み、金銭に関することはすべて私が行っており、国民年金保険料についても夫婦二人分を私が納めていた。

申立期間の保険料が、妻が納付済みで私が未納となっていることには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、昭和47年2月に夫婦連番で払い出されている上、申立人及びその妻の国民年金保険料の納付年月日は、A市の国民年金被保険者名簿によって記録が確認できる期間については、すべて同一日であることが確認できるにもかかわらず、44年4月から45年3月までの期間のみが、申立人の妻は保険料を納付済みとされ、申立人は未納とされていることは不自然である。

また、申立人は、申立期間以降については国民年金保険料の未納は無く、納付意識の高さがうかがえるとともに、申立人が一括納付したと供述する国民年金保険料額は、申立人及びその妻の昭和44年4月から47年3月までの国民年金保険料額とほぼ一致する上、申立期間は12か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 8 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月から 44 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料納付記録を照会したところ、保険料が納付された記録は確認できなかったとの回答をもらった。

昭和 43 年 8 月に会社を退社後、結婚前まで実家にいたが、国民年金への加入は母に勧められ、加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付は亡くなった母が行ってくれていたため未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 8 か月と比較的短期間である上、申立人は、60 歳到達までの約 36 年間に及ぶ国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記号番号の払出時期から見て、申立期間の最初の月である昭和 43 年 8 月に払い出されていることが推認でき、国民年金への加入手続を行ったにもかかわらず、一度も国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人が記憶している母親が納付したとする金額も申立期間当時の国民年金保険料額とおおむね一致しており、申立人の主張は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 福岡厚生年金 事案 1321

### 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が平成 12 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、11 万円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 5 月 19 日から同年 6 月 1 日まで

私は、平成 12 年 5 月末まで A 社に勤務していた。また、私が持っている給料明細書では、同年 5 月分の厚生年金保険料が給与から控除されているにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によれば、A 社は、平成 12 年 5 月 19 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているが、社会保険庁のオンライン記録（被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録））によれば、当該事業所の事業主及び勤務していた申立人を含む従業員（15 人）の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当初は同年 6 月 1 日とされていたものの、同年 7 月 13 日に資格喪失日を同年 5 月 19 日にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人が提出した平成 12 年 5 月分の給料明細書によれば、同年 5 月末日までの日数に対して支給されているとともに、同年 5 月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録では、申立人の当該事業所に係る離職日は同年 5 月 31 日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、このような処理を行う合理的な理由は見当たらず、資格喪失日に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る資格喪失日は事業主が当初届け出た平成 12 年 6 月 1 日とすることが必要と認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、訂正処理前の社会保険事務所の記録から 11 万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（36万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月1日から同年6月30日まで

社会保険事務所の記録では、A社に勤務した期間のうち、平成8年1月以降の標準報酬月額が19万円となっているが、当時、同社から支給されていた給与額は40万円近い金額であった。

標準報酬月額の記録を実際の給与額に見合うものに訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録（被保険者資格記録照会回答票）では、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する36万円と記録されていたところ、申立事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成8年6月30日）の後の平成8年7月10日付けで、申立期間に係る標準報酬月額が同年1月1日にさかのぼって19万円に引き下げられていることが確認できるが、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た36万円とすることが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成18年4月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年4月16日から同年5月1日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、事業主を同じくするB社からA社に転勤した申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

継続して勤務していることは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、A社が提出した申立人の勤怠支給控除一覧表及び事業主の供述等から判断すると、申立人が同事業所及びその関連会社であるB社に継続して勤務し（平成18年4月16日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成18年5月の社会保険事務所の記録から、59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「事務処理ミスにより資格取得日を誤って届け出てしまった。」と回答していることから、事業主は社会保険事務所の記録どおり、平成18年5月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 福岡厚生年金 事案 1324

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（26万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月8日から同年5月31日まで

社会保険事務所からの連絡により、A社に勤務した際の標準報酬月額が、記憶する給料よりも低いことが分かったので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間におけるA社での厚生年金保険の標準報酬月額は、当初26万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成6年5月31日から約1年5か月後の7年10月30日付けで11万円にさかのぼって引き下げられていることが確認でき、他にも3人について、申立人と同様に標準報酬月額がさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所がかかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円とすることが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和43年7月21日）及び資格取得日（昭和43年11月15日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和24年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和43年7月21日から同年11月15日まで

A社に勤務していた期間のうち、昭和43年7月21日から同年11月15日までの期間が厚生年金保険の未加入期間となっているのが理解できない。同じ会社に継続して勤務していたことは間違いなく、一度退社して再入社したことは無い。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により名前が確認できた複数の同僚（事業主を除く。）が、申立人は退職しておらず、従前からの仕事に継続して従事していたと供述していることから判断すると、申立期間においても、申立人は同社に継続して勤務していたものと認められる。

また、申立人と同日に被保険者資格を取得し、申立人と同じ業務に従事していた同僚一人を含む上記同僚は、上記被保険者名簿によれば、いずれも申立期間において被保険者記録は継続していることが確認できるほか、申立人以外に同社において被保険者資格を再取得している者はいない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から



控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿において、申立人の申立期間前後の被保険者期間に係る標準報酬月額がいずれも2万2,000円であることが確認できることから、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しておらず、事業主は連絡先が不明であり聴取することができないが、事業主が、申立人に係る資格喪失届及び同取得届を提出していないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主は記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年7月から同年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B社を経て、現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和 43 年 6 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 2 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

昭和 42 年 3 月 21 日にA社に入社し、同年 6 月 21 日に同社D出張所に転勤になり、その後 43 年 6 月 1 日に会社組織が変更になり所属先がE社という別会社になったが、退職したわけではないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録及びB社が作成した社員カード並びに事業主からの聴取結果から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和 43 年 6 月 1 日にA社D出張所から同社同出張所の所属先として新たに設立されたE社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和 43 年 4 月の社会保険事務所の記録から、2 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 43 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録するとは考え難い上、社会保険庁の記録により申立人と同様に異動したことが確認できた同僚 6 人についても、資格喪失日は同日とされていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 5 月 1 日から同年 10 月 4 日まで  
② 昭和 44 年 10 月 6 日から 46 年 12 月 1 日まで  
③ 昭和 46 年 12 月 1 日から 48 年 8 月 20 日まで

年金受給手続のため、社会保険事務所に厚生年金保険被保険者期間照会を依頼したところ、申立期間は厚生年金保険から脱退している記録になっていたが、当時、脱退手当金の請求手続等について聞いたことはなく、制度自体を知らなかった。

転職を考えてA社を退職し、すぐに首都圏へ転出しており、脱退手当金を請求したことも受給したことも記憶に無いので、支給記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

請求期間の最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性被保険者 151 人（申立人の前 43 人、後 108 人）のうち、被保険者資格喪失日が申立人の資格喪失日の前後各半年間にあり、その時点で脱退手当金受給要件を満たす 26 人中、脱退手当金を受給している者は一人のみである上、複数の同僚が「退職時に脱退手当金制度についての説明は無かった。」と供述していることを踏まえると、事業主による代理請求が行われていたものとは考え難い。

また、申立人は、「転職を考えてA社を退職したので、脱退手当金の請求はしていない。」と申し立てしているところ、退職の約 1 か月半後には首都圏へ転出し、脱退手当金が支給されたとされる日から間もなくして別の事業所に再就職したとしていることを踏まえると、申立内容に不自然さは無く、申立人が、その当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を18万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月12日から同年10月27日まで

当時の給与の月額が18万円ぐらいだったが、平成8年7月12日から同年10月27日までの標準報酬月額が9万2,000円に引き下げられていたことは、社会保険事務所から指摘されるまで知らなかった。A社から保険料の還付を受けたこともないので、引き下げられる前の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初は12等級の18万円と記録されていたにもかかわらず、平成9年3月6日付けで、A社が適用事業所でなくなった日である同年2月25日から約7か月前の資格取得日の8年7月12日にさかのぼって1等級の9万2,000円に引き下げられていることが確認できる上、同社のすべての厚生年金保険被保険者18人（申立人を除く。）も9年3月6日付けで標準報酬月額がさかのぼって1等級の9万2,000円に引き下げられていることが確認できるが、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったと認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た18万円とすることが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

- 1 事業主は、申立人が昭和18年12月17日に厚生年金保険被保険者（昭和19年10月までは労働者年金保険被保険者）の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年9月1日であると認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、80円とすることが妥当である。

- 2 事業主は、申立人が昭和20年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のC社（現在は、D社）E支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、22年4月25日であることが認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、昭和20年10月から21年2月までは100円、同年3月は160円、同年4月から22年3月までは150円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年12月17日から20年9月1日まで  
② 昭和20年10月1日から22年4月25日まで

D社から交付された「在職証明書」によると、昭和9年3月にC社に入社したが、18年12月から20年8月まで戦争による<sup>おう</sup>應徴により休職し、終戦後は同社に復職し、22年4月まで勤務していたとされている。

社会保険庁の記録では、そのすべての期間において厚生年金保険の加入記録が無いとのことであったが、<sup>おう</sup>應徴による休職期間中はF市（現在は、G市H区）にあったA社B工場<sup>おう</sup>で勤務し、<sup>おう</sup>應徴期間終了後に復職した後はD社E支店で勤務していたはずであるので、当該期間に係る厚生年金保険

加入記録を再調査し、年金記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、社会保険業務センターが保管するA社B工場に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び同社が保管する労働者年金保険被保険者台帳の記録から、申立人の同社B工場における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和18年12月17日、資格喪失日は20年9月1日であることが確認できる。

また、当該労働者年金保険被保険者台帳において申立人の被保険者記録と同ページに記載されている同僚5人全員の「年金保険ノ記号番号」は連番となっている上、そのうちの二人については社会保険庁のオンライン記録において厚生年金保険被保険者台帳及び労働者年金保険被保険者台帳と同期間の厚生年金保険被保険者記録が確認でき（一人については資格喪失日は無記載）、残る3人についても厚生年金保険被保険者台帳及び労働者年金保険被保険者台帳には被保険者記録が確認できるものの、社会保険庁のオンライン記録では該当者不明の未統合記録とされており、このことから、行政側における年金記録の管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和18年12月17日に労働者年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められ、かつ、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は20年9月1日とすることが必要と認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、社会保険業務センターが保管する厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から、80円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②については、社会保険業務センターが保管する厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）、及び社会保険事務所が保管するC社E支店の厚生年金保険被保険者名簿の記録から、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和20年10月1日、資格喪失日は22年4月25日であることが確認できる。

また、当該被保険者名簿において申立人の被保険者記録と同ページに記載されている15人の「健康保険ノ番号」に欠番は無い上、そのうちの6人については社会保険庁のオンライン記録において被保険者記録が確認できるものの、他の6人については該当者不明の未統合記録であること、二人については被保険者記録自体が存在しないこと、及び残る一人については別

人の被保険者記録であることなどから、行政側における年金記録の管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 20 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められ、かつ、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は 22 年 4 月 25 日とすることが必要と認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、社会保険業務センターが保管する厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から、昭和 20 年 10 月から 21 年 2 月までは 100 円、同年 3 月は 160 円、同年 4 月から 22 年 3 月までは 150 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成15年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月21日から16年1月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、B社から関連会社であるA社に異動した際の申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

A社に異動したのは、派遣先企業が業務請負契約から派遣契約に変更するよう希望したためであるが、就業場所や業務内容等に変更は無く、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、A社における申立人の賃金台帳及び勤務記録により、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（平成15年12月21日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定する



こととなる。このため、申立人の標準報酬月額については、申立人の賃金台帳により確認できる保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、関係書類が保存されておらず不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月、同年7月及び48年3月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月  
② 昭和44年7月  
③ 昭和48年3月から51年3月まで

特例納付という制度があることを知り、昭和53年7月5日に夫とともに社会保険事務所に出向いて、申立期間の国民年金保険料を支払った。領収書は夫が保管していたが、A区B地区の自宅を新築した際に、C区D地区の旧自宅を売却し、別の場所で仮住まいをするために引っ越したときに紛失した。

夫の会社だったE社の元帳にあった、私の分十数万円、夫の分三十数万円の合計五十数万円を支払ったという記載を転記したメモがあるので、申立期間の国民年金保険料を納付しているものと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の国民年金の資格記録のうち昭和44年2月24日の資格喪失と同年7月13日の資格取得、及び同年8月1日の資格喪失と48年3月18日の資格取得は、平成17年6月17日に追加により整理されていることが確認できることから、申立人が特例納付を行ったと供述する昭和53年7月時点では、申立人の国民年金の納付記録は強制加入となった44年1月から申立人が定額納付を始める前の51年3月まで連続して未納期間とされており、社会保険事務所では申立人が特例納付したとする十数万円を算出することはできなかつたと考えられる。

また、特例納付制度は、将来無年金となる者の受給資格期間を確保することを主要な目的としているが、申立人が特例納付を行ったと供述する昭和53年7月当時、申立人は29歳であり、特例納付を行わなくとも将来の年金受給

権の確保は可能であったことから、国民年金の特例納付をする必然性は乏しかったものと考えられる。

さらに、申立人は、E社の元帳に記述された納付日と納付金額を転記したとするメモを提出しているが、同メモの根拠となる同社の元帳は廃棄したとしていることから、同メモの存在をもって特例納付を行ったとまでは言い難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から44年5月までの期間、45年8月から同年12月までの期間及び47年9月から50年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年2月から44年5月まで  
② 昭和45年8月から同年12月まで  
③ 昭和47年9月から50年6月まで

特例納付という制度があることを知り、昭和53年7月5日に私の分三十数万円、妻の分十数万円の合計五十数万円を、社会保険事務所で支払った。それ以降、私は国民年金保険料は一度たりとも払っていない。

昭和56年12月に鉄筋コンクリート3階建の自宅が完成したが、自宅完成までの間、旧自宅を売却し仮住まいをするために引っ越しをした際、国民年金手帳及び保険料納付済みの領収書などを紛失した。

特例納付した国民年金保険料は、私の会社だったA社代表取締役社長の代表者勘定資金を使用して納付した。A社の元帳に記載された納付日と納付金額を転記したメモがあるので、申立期間の国民年金保険料を納付しているものと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の国民年金の資格記録のうち昭和41年10月12日の資格喪失と42年1月30日の資格取得、44年6月1日の資格喪失と45年8月25日の資格取得、及び46年1月21日の資格喪失と47年9月2日の資格取得は、平成20年8月21日に追加により整理されていることが確認できることから、申立人が特例納付を行ったと供述する昭和53年7月時点では、申立人の国民年金の納付記録は強制加入となった40年2月から資格喪失した50年7月まで連続して未納期間とされており、社会保険事務所では申立人が特例納付したとする三十数万円を算出することはできなかつ

たとえられる。

また、特例納付制度は、将来無年金となる者の受給資格期間を確保することを主要な目的としているが、申立人が特例納付を行ったと供述する昭和 53 年 7 月当時、申立人は 33 歳であり、特例納付を行わなくとも将来の年金受給権の確保は可能であったこと、及び申立人は当時 A 社の取締役社長として厚生年金保険の被保険者でもあったことから、国民年金の特例納付をする必然性は乏しく、仮に申立期間の特例納付をしていたとするならば、それ以降の 20 年間にわたり、国民年金の加入や免除の手続を一切行わず国民年金が未加入とされている事情は理解し難い。

さらに、申立人は、A 社の元帳に記述された納付日と納付金額を転記したとするメモを提出しているが、同メモの根拠となる同社の元帳は廃棄したとしていることから、同メモの存在をもって特例納付を行ったとまでは言い難い。

加えて、申立人は、申立期間に含まれる昭和 44 年 3 月から同年 5 月までの期間を厚生年金保険の被保険者期間であったとして別途当委員会に申立てを行っている上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から55年3月まで

私は、昭和55年4月に、主人に勧められて国民年金の加入手続をし、その時に、窓口職員に勧められて20歳から加入していなかった分の国民年金保険料を一括してA市B区役所か社会保険事務所で支払った。

一括して国民年金保険料を支払ったときに、年金手帳をもらった記憶があるので、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年4月の国民年金への加入手続と同時に、過去の未納とされている国民年金保険料を一括して特例納付したと供述しているが、特例納付で納付したのであれば存在するはずの社会保険庁の特殊台帳が存在しない上、A市の国民年金被保険者名簿及びC町の国民年金電算データのいずれも申立期間の国民年金保険料は未納とされている。

また、特例納付制度は、将来無年金者となる者の受給資格期間を確保することを主要な目的としているが、申立人は、特例納付したとする昭和55年4月時点ではまだ30歳であり、この時点では特例納付を行わなくとも年金受給権の確保は可能であることから、国民年金加入手続時に窓口において申立人に特例納付を勧奨する必然性は乏しいものと考えられる。

さらに、申立人は、特例納付の保険料額及び納付場所等について、当初の申立内容を変更するなど、国民年金の加入手続及び保険料納付等についての記憶は明確でない上、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかに申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年12月から50年3月まで

私は、県外にある短期大学を卒業した昭和48年4月から49年3月までA県B市にあるC幼稚園に就職した。当時県外からA県D町の実家に帰って転入届を行い、その際、20歳から国民年金には加入した方が良いという親の意見もあり、国民年金に任意加入した。

D町役場窓口で国民年金手帳を発行してもらい、昭和47年12月から48年4月までの分の保険料を一度に納付し、同年5月以降については、同役場で定期的に保険料を納付した。その時は、領収書類は無く、同役場の窓口で国民年金手帳の記号番号と合わせてチェックだけをしていたと思う。この方法は、50年4月に領収書を発行するようになるまで行われていたと思う。友人に聞いても誰も同年4月以前に領収書を受け取っていない。

その後の領収書はすべて手元に残っている。申立期間の保険料は納付していると思うので、保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年2月に払い出されており、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効のため納付できない期間である上、それ以外の期間については過年度納付のため役場窓口で納付することができない。

また、申立人は、国民年金手帳の交付は1冊しか受けていないと供述しているところ、申立人の所有する同手帳は、昭和49年10月以降に交付された様式の年金手帳であることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無い上、国民年金への加入手続及び保険料の納付

に関する申立人の記憶は明確ではなく、このほか申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から 59 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から 59 年 12 月まで

私が大学を卒業する少し前の昭和 58 年 1 月ごろ、母が、私の国民年金の任意加入手続をしてくれ、それから継続して国民年金保険料を納付した。

それにもかかわらず、社会保険事務所の記録では、昭和 60 年 1 月に初めて国民年金の加入手続を行っており、58 年 1 月から同年 3 月までは未加入、同年 4 月から 59 年 3 月までは国民年金保険料が未納、同年 4 月から同年 12 月までの期間はさかのぼって保険料の全額免除の手続をしたことになっている。

申立期間当時の領収書は保管していないが、月々の国民年金保険料は、数千円ではなかったかと思う。その後、口座振替にしたが、いつ手続をしたのかは憶<sup>おぼ</sup>えていない。

国民年金保険料の納付免除については、申立期間当時は、私も両親も当該制度の存在さえ知らなかったので、手続をしたということは断じてないし、もし知っていたら、その後の未納とされている平成 6 年 4 月から同年 11 月までの 8 か月についても、同様の手続をしたはずである。

私が大学を卒業する前から国民年金保険料を納付し続けてくれた親心を踏みにじられたような思いがし、納付記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

A 市 B 区役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の記録から、申立人が昭和 60 年 1 月 28 日ごろ国民年金の加入手続をし、申立人が大学を卒業した後の 58 年 4 月までさかのぼって国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、国民年金保険料の納付免除手続について、A市B区役所は、「免除申請が可能な場合は、免除申請するか否かの意思を確認しており、申立期間当時も同様の取扱いだったと思われる。」旨の回答をしている上、申立人の国民年金保険料を納付していたとする母親は、加入時期、納付書等の記憶が曖昧であるとともに、申立期間について、「最初は毎月、後で2か月に一度、保険料を納付した。」と供述しているが、申立期間当時、国民年金保険料は3か月ごとに納付することになっており、当時の納付状況と申立内容は一致しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から58年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月から58年6月まで

会社を辞めて健康保険の任意継続被保険者期間の2年間が終わった昭和58年10月に国民健康保険に加入するため、妻がA市B区役所に出向いたところ、国民年金に加入しておかないといけないと聞き、その時に私の国民年金への加入手続をした。

国民年金の加入手続及び保険料の納付は妻にしてもらい、過去の約2年間に未納となっている国民年金保険料、及び今からの保険料と妻の保険料を併せて定期的に分納し、経済的に大変苦しい思いをした<sup>おぼ</sup>憶えがあり、申立期間の保険料の納付が済んだ時には安心したのを記憶している。

納付した国民年金保険料については、確定申告で控除されたと思うが、その領収書や確定申告書は自営の事務所の書類と一緒に処分した。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立期間直後の昭和58年7月から59年3月までの期間は追納の記録となっていることが確認でき、当該期間の免除申請は申立人が国民年金に加入した58年10月に行ったものと考えられ、国民年金に加入した直後から保険料を現年度納付したとする申立人の主張とは一致しない上、A市B区役所が保管する国民年金保険料現年度納付記録においても、申立人の国民年金加入直後から国民年金保険料を現年度納付していた記録は確認できない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を数回にわたって過年度納付したと主張しているが、社会保険事務所が保管する過年度納付の領収済通知書<sup>つづ</sup>綴りを調査したところ、申立人が申立期間の保険料を過年度納付した形跡は

見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したとする申立人の妻は、申立期間に係る納付状況等の記憶が明らかでないなど、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福岡国民年金 事案 1552

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで

昭和 59 年 3 月に結婚したのを契機に国民年金保険料を納付する責任と義務を感じ、同年 4 月に国民年金への加入手続を行った。国民年金に加入後は、妻が、毎月、A 町（現在は、B 市）役場の担当窓口で納付書により国民年金保険料を納付していたのに、申立期間が未納と記録されていることに納得ができない。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 4 月にその妻と連番で払い出されていることが確認でき、この時点において、申立期間の一部（昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの期間）は、制度上、A 町役場が発行する納付書により国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる上、申立人において、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したとの主張は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、「申立人及び自身の国民年金保険料を国民年金への加入当初から一緒に納付していた。」旨を供述しており、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間直後の昭和 61 年 4 月から 62 年 12 月までの申立人及びその妻の国民年金保険料は同一日に納付されていることが確認できることから、申立人及びその妻の保険料の納付行動は同一であったと考えられること、及び B 市役所が保有する電子記録において、申立期間に係る申立人の妻の国民年金保険料は未納の記録となっていることを踏まえると、申立人の妻が申立人に係る申立期間の国民年金保険料を納付したものは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成 4 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成 4 年 3 月まで  
申立期間の国民年金保険料については、全額免除の申請をしていたのに免除の記録になっておらず、妻も同様に申立期間が免除の記録になっていない。

私は、昭和 61 年 4 月から毎年 4 月ごろに、市役所で妻とともに確実に申請免除手続をした。

社会保険事務所と市役所に確認したが、いずれも当時の書類が無く確認できないとの回答であった。

申立期間が免除の記録になっていないことには納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

A 市役所が保管する国民年金保険料収入簿において、申立人の申立期間は未納の記録となっていることが確認できるとともに、社会保険庁のオンライン記録において、昭和 61 年 4 月以降における申立人及びその妻の国民年金保険料の納付記録は、基本的に同一であることが確認できる。

また、申立人に係る社会保険庁のオンライン記録において、申立期間以外にも申請免除期間前後に未納期間が散見されるとともに、合計 6 回に及ぶ申立期間の国民年金保険料の申請免除手続に対して行政側がいずれも記録しなかったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の免除申請を行っていたことを確認できる日記等の関連資料は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から53年2月までの期間及び平成10年8月から12年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 3 月から 53 年 2 月まで  
② 平成 10 年 8 月から 12 年 12 月まで

申立期間の国民年金保険料納付記録を照会したところ、保険料を納付した記録は確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間①の国民年金保険料については、夫が納付しており、申立期間②についても、夫が銀行で納付していたはずであり、平成 10 年から 13 年までの確定申告書も保管しているため回答に納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和 50 年 3 月から 53 年 1 月までの期間については、社会保険庁の記録により、申立人が厚生年金保険に加入していたことが確認できる上、A 市役所の電子記録及び社会保険庁の記録により、申立人が 50 年 3 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失し、53 年 3 月 1 日に国民年金に強制加入していたことが確認できることから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立期間①のうち、昭和 53 年 2 月については、社会保険庁の記録により、申立人が 50 年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、53 年 2 月 28 日に同資格を喪失した後、同年 3 月 1 日に国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、当該期間についても国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示



す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

2 申立期間②については、申立人夫婦が所持する平成 10 年から 13 年までの確定申告書により、社会保険料控除分として、国民年金保険料が支払われている旨の記載が確認できるが、社会保険庁の記録によると、申立人夫婦は 9 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料を 10 年に、同年 1 月から同年 4 月までの同保険料を 11 年に、10 年 5 月から同年 7 月までの同保険料を 12 年に納付していることが確認できる上、10 年及び 12 年に納付された申立人夫婦の国民年金保険料の納付額は、申立人夫婦が所持する 10 年及び 12 年の確定申告書に記載されている国民年金保険料の支払保険料額と一致している。

また、A 市役所が保管する記録により、申立人夫婦が所持する平成 10 年及び 12 年分の確定申告書の社会保険料控除欄に記載されている国民健康保険料の金額は、申立人が 10 年及び 12 年に支払った国民健康保険料の納付額と一致していることから、当該確定申告書に記載されている国民年金保険料は、社会保険庁の記録により納付済みとされている当該期間の国民年金保険料の支払いに係るものと考えられ、申立期間②のうち平成 10 年及び 12 年分の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける資料とは認め難い。

さらに、平成 11 年分の確定申告書に記載されている国民年金保険料の金額は、社会保険庁の記録により同年に納付したとされる 10 年 1 月から同年 4 月までの申立人夫婦の国民年金保険料の金額よりも数万円高くなっており、当該確定申告書についても、社会保険料控除欄に記載されている国民健康保険料の金額が、A 市役所が保管する記録により、申立人が同年に納付したとされる国民健康保険料の金額と一致していない上、申立人が確定申告について相談していたとする B 商工会に照会したところ、当時は確定申告書に保険料の領収書を添付することは義務づけられていなかった旨の回答を得たことを勘案すると、当該確定申告書に記載されている国民年金保険料の納付額は、実際の納付済保険料が正確に記載されたものとは考え難く、申立人が申立期間②のうち 11 年分の国民年金保険料を納付していたことを示す資料とは認め難い。

このほか、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）は無い上、当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年8月から12年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 8 月から 12 年 12 月まで

申立期間の国民年金保険料納付記録を照会したところ、保険料を納付した記録は確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間の国民年金保険料については、銀行で納付しており、平成 10 年から 13 年までの確定申告書も保管しているため回答に納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人夫妻が所持する平成 10 年から 13 年までの確定申告書により、社会保険料控除分として、国民年金保険料が支払われている旨の記載が確認できるが、社会保険庁の記録によると、申立人夫婦は9年1月から同年12月までの国民年金保険料を10年に、同年1月から同年4月までの同保険料を11年に、10年5月から同年7月までの同保険料を12年に納付していることが確認できる上、10年及び12年に納付された申立人夫婦の国民年金保険料の納付額は、申立人夫婦が所持する10年及び12年の確定申告書に記載されている国民年金保険料の支払保険料額と一致している。

また、A市役所が保管する記録により、申立人夫婦が所持する平成10年及び12年分の確定申告書の社会保険料控除欄に記載されている国民健康保険料の金額は、申立人夫婦が10年及び12年に支払った国民健康保険料の納付額と一致していることから、当該確定申告書に記載されている国民年金保険料は、社会保険庁の記録により納付済みとされている当該期間の国民年金保険料の支払いに係るものと考えられ、申立期間のうち10年及び12年分の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける資料とは認め難い。

さらに、平成11年分の確定申告書に記載されている国民年金保険料の金額

は、社会保険庁の記録により同年に納付したとされる 10 年 1 月から同年 4 月までの申立人夫婦の国民年金保険料の金額よりも数万円高くなっており、当該確定申告書についても、社会保険料控除欄に記載されている国民健康保険料の金額が、A 市役所が保管する記録により、申立人が同年に納付したとされる国民健康保険料の金額と一致していない上、申立人が確定申告について相談していたとする B 商工会に照会したところ、当時は確定申告書に保険料の領収書を添付することは義務づけられていなかった旨の回答を得たことを勘案すると、当該確定申告書に記載されている国民年金保険料の納付額は、実際の納付済保険料が正確に記載されたものとは考え難く、申立人が申立期間のうち 11 年分の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける資料とは認め難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）は無い上、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から59年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月から59年9月まで

私が、昭和58年3月に会社を辞めた後、私の父がA市で私の国民年金加入手続を行い、私の未納期間の国民年金保険料をさかのぼって、まとめて納付したので、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年5月に払い出されていることが確認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、この時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない上、第3回特例納付実施期間（昭和53年7月から55年6月までの期間）でもないことから、特例納付することもできなかったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人の国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の父親は既に死亡しており、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者の供述も得られないことから、申立期間の国民年金保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 60 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 60 年 1 月まで

私は、昭和 58 年 3 月に会社を退職後、親に勧められて国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきたのに、申立期間が未納の記録になっているのは納得できない。

また、申立期間の国民年金保険料は 3 か月単位で納付してきたのに、昭和 60 年 2 月からの納付となっている。1 月、2 月及び 3 月分は、セットで納付すべきであり、そのように納付しているのではないか。同年 2 月からの納付記録になっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 3 月に A 町において払い出されていることが確認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間に居住していた B 市役所が保管する国民年金被保険者名簿にも申立人の被保険者記録は見当たらない。

また、申立人は昭和 60 年 2 月に B 市から A 町に転入しており、同町役場が保管する申立人の国民年金被保険者名簿によれば、昭和 59 年度の保険料納付実績として 2 か月分の保険料が納付されたことの記録が確認できることから、申立人は昭和 60 年 2 月から国民年金保険料を納付しはじめたものとするのが自然である。

さらに、申立人の申立期間に係る特殊台帳は存在せず、A 町役場が保管する当該被保険者名簿に国民年金保険料を過年度納付したことをうかがわせる記録も確認できない上、申立人に申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したとの主張も無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から52年3月まで  
社会保険事務所の記録では、昭和49年4月から52年3月までの国民年金保険料が未納とされている。

しかし、昭和52年ごろ、過去の未納となっているすべての期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したはずであるので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年ごろ、過去の未納分の国民年金保険料をさかのぼって一括納付したと主張しているが、同年は特例納付の実施期間ではなく、この時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない上、申立人が納付したとする国民年金保険料の額は、申立期間当時の保険料額と大きく相違している。

また、申立人は、過去の未納分の国民年金保険料をさかのぼって納付したのは1回であると申し立てているところ、A市B区役所が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人が、昭和52年4月から同年12月までの国民年金保険料を54年7月27日に過年度納付していることが確認できることから、申立人は、この過年度納付をもって、申立期間の国民年金保険料を納付したものと誤認している可能性がうかがえる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 1331

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 6 月 1 日から 37 年 3 月 2 日まで

私は、昭和 32 年 6 月 1 日から 38 年 1 月まで A 社 B 所で勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人が名前を挙げる同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において A 社 B 所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が入社する前から当該事業所で同じ事務職として従事していたとして名前を挙げる同性の二人の同僚の厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和 33 年 12 月 23 日及び 36 年 6 月 1 日であることが確認でき、当該事業所においては、すべての従業員を一律に入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえる。

また、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主は既に死亡しており供述を得ることができないことから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 福岡厚生年金 事案 1332 (事案 531 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 1 日から 34 年 10 月 1 日まで  
② 昭和 34 年 10 月 1 日から 38 年 9 月 1 日まで

昭和 38 年に結婚相手が県外へ転勤となったため、A 社 (現在は、B 社) C 支店を退職し、同年 11 月に県外へ転居したが、退職後は社会保険事務所及び会社から何の連絡も無かった。

脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人の脱退手当金については、申立人が勤務していた A 社の厚生年金保険被保険者名簿から申立人の資格喪失日前後に喪失した者の脱退手当金の支給記録を調査した結果、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられるほか、脱退手当金の支給について一連の事務処理に不自然さはいかぬかえぬかとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 12 月 19 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、「事業所からも社会保険事務所からも脱退手当金を受け取った記憶は無い。支給決定日に申立事業所管轄の社会保険事務所の所在地である D 市に居住していなかった。」と再申立てをしているが、昭和 38 年から 39 年までに当該事業所を退職した者 4 人から聴取したところ、いずれも「退職時に会社から脱退手当金の説明を受けた。」との供述が得られたことなどを踏まえると、申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から同年8月1日まで

私は、昭和29年4月1日にA社に入社し勤務していたのに、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年8月1日となっている。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の申立人に係る雇用保険被保険者記録、A社が保管する申立人に係る社員カード及び申立人の供述から、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該社員カードには、「昭和29年4月22日・試用、昭和29年8月1日・社員」と記載されており、申立人は申立期間において試用期間であったものと推認できる。

また、当該事業所では、「試用期間は職務手当のみ支給し、正社員として雇用した時に厚生年金保険の加入手続を行っていたと思う。」と回答している上、申立人が名前を挙げる同僚は、「入社当初は試用期間であった。わが社の社員は皆そうだった。会社は厚生年金保険料を給与から控除して厚生年金保険に入れないようなことはしていなかった。」と供述しており、当該事業所では、採用後の一定期間、従業員を厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがえる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 1334

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月1日から40年3月10日まで

A社（現在は、B社）のC事務所とD社（申立期間のうち、昭和39年からE社。それ以前は、F社）G所内で製図の補助の仕事をしていたことは明確に記憶している。被保険者期間が空白となっていたので、B社に問い合わせたが、当時の職員は在籍しておらず、台帳も無く、平成19年11月に資料が無いとの回答を受けたが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚及び社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により名前が確認できた複数の同僚が、申立人が同社に勤務していたことを供述しているが、申立人が申立期間においても勤務していたことが推認できる供述は得られない。

また、上記被保険者名簿では、申立人については、昭和37年8月16日被保険者資格取得、38年12月1日同喪失、40年3月10日同再取得、42年3月18日同再喪失と記録されており、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間における雇用保険被保険者記録は確認できず、雇用保険被保険者記録が確認できる期間と申立人の同社における二度目の厚生年金保険被保険者期間はほぼ符合する。

さらに、同僚二人は、自身の勤務期間を、それぞれ1年程度、5か月程度と記憶しているが、上記被保険者名簿によれば、両人の被保険者期間はそれぞれ1か月程度しか確認できないことから判断すると、事業主は従業員の、そのすべての勤務期間について厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかった可能性もうかがえる。

加えて、B社からは、申立人に係る関連資料が保管されていないため、被保険者資格得喪の届出、保険料納付、保険料控除、雇用形態について不明であるとの回答を受けており、当時の事務担当者名も確認できないことから連絡をとることができず、当時の事情を聴取することができない。

このほか、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 1 日から同年 12 月 16 日まで  
② 昭和 32 年 6 月 8 日から 33 年 2 月 1 日まで

短期大学在学中に夏季及び冬季の休暇を利用してA社においてアルバイトをして、卒業と同時に正社員として同社に就職したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者として記録されているのが在籍期間の一部のみであることには納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和 31 年 12 月 16 日、同喪失日は 32 年 6 月 8 日となっており、両申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、上記被保険者記録は、B社（A社に係る人事業務代行会社）が提出した「社会保険被保険者台帳」の記録及び社会保険業務センターが保管する厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録とほぼ符合する。

さらに、申立人は、所属していたと主張する部署の責任者を除く同僚の氏名を記憶しておらず、当該責任者の連絡先は不明であり、上記被保険者名簿により名前が確認できた複数の同僚からは、両申立期間における申立人の勤務実態に係る供述は得られない上、申立人が卒業したと主張するC大学短期大学部（現在は、C大学に全面改組）では、「申立人が卒業したとされる時期の就職に係る記録は保存しておらず、申立人の就職に係る記録は確認できない。」と回答していることから、申立人が同短期大学部を卒業と同時にA社において勤務を開始したことを確認することができない。

加えて、同僚の一人から「急激な業務拡大に伴い、申立人が被保険者資格を取得した時期に大量に人員を採用した。」との供述が得られているところ、供述どおり、上記被保険者名簿により、申立人の被保険者資格取得日において資格取得をした者が 98 人確認できる上、人事業務の経験を有する別の同僚からは、「会社は社会保険関係の届出に関してはきちんとしており、申立人が主張する記録漏れは考えづらい。」との供述しか得られない。

このほか、申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立期間①及び③については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 15 年から 19 年 6 月 1 日まで  
② 昭和 19 年 6 月 1 日から 32 年 8 月 1 日まで  
③ 昭和 32 年 8 月 1 日から 38 年まで

昭和 15 年から 38 年まで A 社に勤務していた。

このうち、昭和 19 年 6 月 1 日から 32 年 8 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の被保険者記録が確認できたが、36 年 7 月 21 日に脱退手当金を受領しているため、当該被保険者期間は保険給付の対象期間とはされていなかった。

A 社を退職してから配管の請負業をしていたが、一時金をもらった記憶は無い。

申立期間について、脱退手当金の支給記録を訂正するとともに、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②について、社会保険庁のオンライン記録では、申立人に係る脱退手当金が昭和 36 年 7 月 21 日に支給決定されたと記録されており、被保険者資格喪失から 3 年 11 か月経過後であるが、29 年 5 月 19 日に公布された厚生年金保険法第 69 条の規定により、申立人が 35 年\*月に 55 歳に達しからの受給資格取得後の請求によるものと推認され、当該受給資格取得から支給決定日までは約 10 か月であり、また、社会保険業務センターが保

管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても、脱退手当金の支給に必要な加入期間月数と根拠金額が記録されていることが確認できるとともに、「回答済 36.6.7」のゴム印が押されており、脱退手当金の給付裁定のため、管轄社会保険事務所から当時の年金業務室（現社会保険業務センター）に対し、被保険者期間の照会が行われたことが確認できることから、社会保険事務所の一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に記載されている厚生年金保険の加入期間は、昭和 19 年 10 月 1 日から 32 年 8 月 1 日までの 154 月（40 歳に到達する昭和 20 年\*月\*日から 32 年 8 月 1 日までの加入月数 143 月）であり、老齢年金の保険給付に必要な加入期間 240 月（40 歳以降の加入期間は 180 月）に不足しており、36 年 4 月以降に国民年金被保険者期間も無いことから、通算老齢年金制度が施行される前に、申立人が脱退手当金の受給を選択していても不自然ではない。

このほか、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

- 2 申立期間①について、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険労働者年金保険被保険名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人について健康保険の被保険者資格取得日が昭和 15 年 9 月 1 日と記録されていること、申立人に係る 16 年 9 月 1 日付けから 32 年 7 月 1 日付けまでの同社における給与に関する辞令等 14 枚により、申立人が同社に少なくとも 15 年 9 月 1 日以降勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 社が労働者年金保険の適用事業所となったのは、同制度が発足した昭和 17 年 6 月 1 日であり、申立期間①のうち同日より前の期間において、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情はうかがえない。

また、昭和 17 年 6 月 1 日に施行された労働者年金保険法の準備期間も含めた同年 1 月 1 日から、厚生年金保険法の施行に伴う準備期間の開始時点である 19 年 6 月 1 日の前日までの厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において、申立人の被保険者記録は確認できず、申立人の氏名は、社会保険庁のオンライン記録と合致する、同年 6 月 1 日において初めて確認できる。

さらに、社会保険業務センターが保管する厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても、申立人の A 社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、厚生年金保険法の準備期間の開始日である昭和 19 年 6 月 1 日と記載されており、資格期間は厚生年金保険料徴収開始後の同年 10 月 1 日



で整理されている。

加えて、A社からは、昭和 38 年以前の人事関係の資料は無いため、詳細は不明であるとの文書回答が得られている上、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において申立期間①に被保険者記録を有する同僚からは、死亡などにより事情を聴取することができず、申立人の 19 年 6 月 1 日より前の業務内容を確認することはできないが、申立人は、戦前に軍需工場で学生の教育係に従事していたとしており、同年 6 月 1 日より前の期間においては、工場法の適用を受ける工場、鉱業法の適用を受ける事業場又は工場に使用される男子労働者（一般職員を除く。）のみを被保険者の対象としていた労働者年金保険法の加入対象者には該当しない者であった可能性がうかがえる。

- 3 申立期間③について、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人について、昭和 32 年 8 月 1 日厚生年金保険被保険者資格喪失と記録されており、申立期間③における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、同資格喪失に伴う健康保険証が返納されたことを意味する「被証返納」の記録が確認できる。

また、A社からは、上記2のとおり、昭和 38 年以前の人事関係の資料は無いため、詳細は不明であるとの文書回答が得られているとともに、事務担当者からは、37 年以降の厚生年金保険の被保険者資格得喪届は保管しているが、当該保管書類の中に申立人の記録は無いとの回答が得られている。

さらに、被保険者名簿により名前が確認できた、申立人が被保険者資格を喪失する以前に被保険者記録を有する同僚一人及び申立人が同資格喪失後に被保険者資格を取得した同僚4人から聴取したところ、前者の同僚一人から、「A社がB社に営業譲渡され、B社の代表者がA社の代表者に就任した直後に役員の変更が行われ、そのときに申立人も退職している。」との供述が得られているところ、法人登記の記録によれば、代表者の変更登記は昭和 32 年 6 月 11 日であることが確認でき、当該同僚の供述内容は、申立人の被保険者資格喪失時期と符合する上、後者の同僚4人からは、「申立人の氏名を記憶していない。」との供述しか得られない。

加えて、上記2のとおり、申立人に係る昭和 16 年 9 月 1 日付けから 32 年 7 月 1 日付けまでのA社における給与に関する辞令等 14 枚において、社会保険事務所の記録による被保険者資格喪失日である同年 8 月 1 日以降のものは含まれていない。

- 4 申立期間①及び③について、申立人が申立期間①に係る労働者年金保険料及び申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の両

申立期間における労働者年金保険料及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者及び厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る労働者年金保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月10日から62年9月7日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社に勤務していた期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答があった。同僚の勤務証明書もあるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人がA社における同僚として名前を挙げた二人の厚生年金保険被保険者記録が、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認でき、同名簿に被保険者記録がある他の二人の同僚が申立人を記憶していると供述していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、事業主は、「申立期間当時の関係資料は無く、申立てどおりに厚生年金保険被保険者資格取得届出を行ったかどうかは不明である。」と供述しており、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録は確認できず、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録においても、申立人の被保険者記録は確認できない。

また、申立人が同僚として名前を挙げた二人は連絡先が不明であり、申立期間当時、当該被保険者名簿に被保険者記録が確認できる同僚は「社員でも加入しない人もいたのではないか。」と供述していることから、事業主は、すべての従業員を勤務実態どおりに厚生年金保険に加入させていなかった可能性もうかがえる。

なお、申立人が当該事業所への就職応募のきっかけとして、「新聞の当該事業所の求人広告に社会保険完備とあった。」ことを主張しているところ、当該事業所の求人広告を掲載した新聞記事は確認できるが、同記事には社会保険に関する記載は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 10 月ごろから 35 年 9 月 1 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間が昭和 35 年 9 月 1 日からとなっているが、同社には 30 年 10 月ごろから勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社は、「当時の人事記録及び賃金台帳等の資料は無いが、申立人は申立期間に在籍していたと推定できる。」と回答していること、及び申立人の当時の鮮明な記憶から、入社時期の特定はできないものの、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人が入社したとする昭和 30 年 10 月時点の被保険者は事業主夫婦と事務員一人だけであり、その当時、既に勤務していたとする同僚 3 人の被保険者記録は無く、以後 2 年以上にわたって被保険者資格の新規取得者は確認できない。

また、事業主は、「会社を立ち上げて数年は資金繰りが厳しい状況であったため、厚生年金保険被保険者資格の取得手続きをしなかった可能性は否定できない。」と回答していることを踏まえると、当該事業所は、当時すべての従業員を勤務実態どおりに厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日まで  
昭和 55 年 5 月 1 日からA社に勤務したにもかかわらず、同年 12 月 1 日から厚生年金保険被保険者と記録されており、納得ができない。

同事業所の採用面接時に、社長から「常勤の場合は、給与から社会保険等の控除があり、ご主人とは別に社会保険等に参加することになる。」と確認され、同意して入社し、その3か月後には店長になった。給与から社会保険料が控除されていたので、ほとんど休み時間もないような長時間の労働に耐えて勤務した。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の雇用保険被保険者記録によると、申立人の当該事業所における被保険者資格の取得日は、厚生年金保険被保険者資格取得日と同日の昭和 55 年 12 月 1 日であることが確認できるが、申立人の申立期間における当該事業所での雇用保険の被保険者記録は確認できない。

また、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、申立期間前から国民年金に加入し、申立期間についても国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、事業主は、申立人が勤務していた記憶はあるが、当時の資料が残っていないため勤務期間、厚生年金保険被保険者資格取得届の提出、保険料の控除等については不明と回答しており、申立人が名前を記憶していた同僚二人に照会したところ、二人とも申立人を記憶していたものの、申立人の勤務期間、勤務形態、店長になった時期等の勤務実態及び厚生年金保険への加入、保険料の控除について、供述が得られず、申立てに係る事実を確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 4 月 ごろから 26 年 2 月 1 日まで  
② 昭和 26 年 8 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

父が勤務していた関係から、A社（現在は、B社）へ入社し、同社C出張所に勤務した。その後、同社D出張所が開設することに伴い、同出張所への転勤命令を受けて半年間ぐらい勤務（その期間がいつからいつまでであったかは不詳）したが、再び同社C出張所勤務となった。

両申立期間について勤務していたことは間違いないので、両申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立人及び同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が両申立期間においてA社に勤務していた可能性はうかがえる。

しかしながら、申立期間①については、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者記号番号払出簿には、申立人に係る資格取得日は、昭和 26 年 2 月 1 日と記録されていることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社C出張所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）には、申立人の資格取得年月日欄には「26. 2. 1」と記録され、資格喪失年月日欄には「26. 8. 1」と記録されていることが確認できる。

さらに、当該事業所が初めて厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 24 年 10 月 1 日であり、同日前に適用事業所としての記録は確認できない。

加えて、当該事業所に勤務していた同僚の一人は、「A社C出張所に入社して最初の3年間は、私の厚生年金保険被保険者記録が無い。」と供述



しており、当該事業所の被保険者名簿に同人の被保険者記録も確認できないことを踏まえると、当該事業所においては、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

なお、同僚の供述から、A社E営業所及び同社F支店の被保険者名簿を確認したが、申立人の記録は見当たらない。

- 2 申立期間②については、A社C出張所の被保険者名簿には、申立人の資格喪失年月日欄には「26. 8. 1」と記録され、申立人の被保険者資格の再取得に係る資格取得年月日欄には「26. 12. 1」と記録されていることが確認できる。

また、申立人は、「時期は憶<sup>おぼ</sup>えていないが、業務命令で、出張所の開設のために、A社D出張所に約半年間くらい転勤した。」と供述しているが、A社D出張所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

- 3 両申立期間について、B社本社及び同社G支社に照会したが、「申立人が申立期間において当社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主が給与から控除していた事実は、根拠となる資料が無く、不明である。」と両社では回答している。

また、6人の同僚に照会したが、両申立期間に係る申立人の厚生年金保険の適用状況に関する具体的な供述は得られないことから、厚生年金保険料の控除の事実について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 1341

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 1 日から 43 年 8 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。  
昭和 42 年 8 月 1 日から 43 年 10 月 1 日まで A 町（現在は、A 市）にあった B 社で勤務していたが、厚生年金保険の被保険者としては最後の 2 か月しか記録されていない。  
申立期間も当該事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 社における同僚の名前を具体的に記憶していること、及び同僚の供述により、申立人が申立期間に同事業所で勤務していた可能性がうかがえる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、当該事業所が保存している健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、いずれも昭和 43 年 8 月 1 日で一致していることが確認できる。

また、連絡が取れた同僚からも厚生年金保険の適用状況に関する具体的な供述が得られないことから、申立期間における事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

私は、昭和 56 年 2 月 1 日から 62 年 4 月 29 日まで A 社に勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が無い旨の回答を得た。

同社が発行した「昭和 56 年分給与所得の源泉徴収票」には、私が中途就職したのは昭和 56 年 2 月 1 日と記載されており、当該事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間が厚生年金保険被保険者期間として記録されていないことは納得できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した A 社発行の「昭和 56 年分給与所得の源泉徴収票」に中途就職日として昭和 56 年 2 月 1 日と記載されていることから、申立人が申立期間に同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所に保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格取得日は昭和 56 年 9 月 1 日であることが確認できる上、当該源泉徴収票に記載されている社会保険料等の控除額から、56 年分の厚生年金保険料は同年 10 月から同年 12 月までの 3 か月分のみが控除されていることが確認できる。

また、当該事業所から社会保険関係業務を受託していた社会保険労務士は、「当該事業所には、常勤の雇用契約を締結した従業員と非常勤の雇用契約を締結した従業員の 2 種類があり、非常勤の場合、厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述しているところ、申立期間当時、申立人と一緒に勤務していた同僚の一人は、「申立人は非常勤であった。」と回答していることから、申

立人は入社直後は非常勤であった可能性がうかがえる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年9月1日から24年8月1日まで  
② 昭和24年12月1日から27年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に昭和23年から4年間勤務していた期間のうち、途中の3か月は名前の知らない事業所の加入記録や未加入期間があることが分かった。継続してA社に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳、及び社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、同事業所における被保険者資格を昭和23年5月1日に取得し、同年9月1日に喪失、24年8月1日に再取得、同年12月1日に再喪失していることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、申立期間①のうち、昭和23年9月3日から同年12月30日までの期間、同事業所における被保険者資格を取得していることが確認できる上、同年9月1日にA社の被保険者資格を喪失した申立人及び事業主を含む6人が、同年9月3日にB社の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に照会することができない上、同事業所における申立人の同僚からは連絡先不明等により供述を得ることができないことから、両申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和 25 年 12 月 8 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間②のうち、同日より後の期間は厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福岡厚生年金 事案 1344

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年9月6日から30年4月7日まで  
② 昭和32年4月30日から同年5月30日まで

社会保険事務所の記録では、A社B炭坑に勤務していた期間のうち、申立期間①における厚生年金保険被保険者記録が無かった。また、申立期間②に係るC社については、厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和32年4月30日となっているが、同年5月30日まで勤務していたので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳では、申立人はA社B炭坑における被保険者資格を昭和29年9月6日に喪失し、30年4月7日に再取得していることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、上記被保険者台帳の記録と一致しており、昭和29年9月6日の資格喪失日に係る備考欄には「傷病」との表示が確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は死亡している上、同事業所における申立人の同僚からは連絡先不明等により供述を得ることができないことから、申立期間①における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

2 申立期間②について、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳及び社会保険事務所が保管するC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が同事業所における被保険者資格を昭和

32年4月30日に喪失していることが確認できる。

また、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主も死亡しているため、同事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった当時の事業主に照会したところ、「申立事業所は2、3年前に倒産しており、関係書類等も処分していることから、申立ての事実について確認することができない。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚は、「申立人に係る記憶は無く、当時の厚生年金保険の適用についても分からない。」と供述していることから、申立期間②における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 3 申立人は、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 福岡厚生年金 事案 1345

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 9 月 1 日から 6 年 5 月 31 日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。  
申立期間に係る給与所得の源泉徴収票には、社会保険料控除額の記載があり、勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した平成 5 年分給与所得の源泉徴収票、及び申立人がA社における同僚として名前を挙げた者の厚生年金保険被保険者記録が、社会保険庁の記録により確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人が提出した平成 5 年分給与所得の源泉徴収票について検証したところ、同源泉徴収票に記載されている「社会保険料等の金額」は、申立人が申立期間の直前まで勤務していたB社における社会保険料試算額とほぼ一致していることが確認できる。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、社会保険庁の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主にも照会することができない上、当時、同事業所の社会保険関係事務を担当していた社会保険労務士は、「申立事業所は個人経営の会社で従業員も 2、3 人と少なく、これらの者の社会保険事務手続を行っていたが、申立人の名前に記憶が無い。」と供述しているほか、申立人が名前を挙げた同僚は、「申立人が勤務していた記憶はあるが、

勤務期間は短期間であったと記憶しており、当時の厚生年金保険の適用については分からない。」と供述している。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 2 月 15 日から 60 年 1 月 6 日まで  
② 昭和 63 年 5 月から 64 年 1 月 6 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B市場に勤務していた期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

当該事業所において、昭和 59 年 2 月 15 日から 60 年 1 月 6 日までの期間、又は 63 年 5 月から 64 年 1 月 6 日までの期間において、営業等の担当として勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が勤務していたと主張しているA社B市場は、社会保険事務所の記録によれば、昭和 59 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①のうち、同年 2 月 15 日から同年 8 月 31 日までの期間について、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、商業登記簿謄本によれば、A社は破産手続が行われているため、当時の社会保険事務担当者にも照会したところ、「申立人に係る記憶は無いが、当時、短期間で退職する従業員が多く、3か月程度の試用期間が設けられていた。また、従業員の厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行う際は、同時に雇用保険被保険者資格の取得手続も行っていった。」と回答している上、当時、同事業所に勤務していた従業員二人は、「申立人に係る記憶は無いが、入社しても長続きしない者が多く、3か月程度の試用期間があったと記憶している。」と供述していることから、当時、同事業所では入社

と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同原票において申立期間①における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、公共職業安定所の記録によれば、申立期間①における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

- 2 申立期間②について、申立人が当該事業所における同僚として名前を挙げた者の厚生年金保険被保険者記録が、社会保険庁の記録により確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、公共職業安定所の記録によれば、申立期間②における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

また、当該事業所における当時の社会保険事務担当者に照会したところ、「申立人に係る記憶は無く、当時、短期間で退職する従業員が多く、3か月程度の試用期間が設けられていた。また、従業員の厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行う際は、同時に雇用保険被保険者資格の取得手続も行っていた。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚3人に聴取したところ、うち二人は、「申立人に係る記憶は無いが、入社しても長続きしない者が多く、当時、3か月程度の試用期間があったと記憶している。」、残りの一人は、「申立人に係る記憶は無いが、当時、従業員の入退社が激しく、1か月の試用期間があったと記憶している。」と供述していることから、当時、同事業所では入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

- 3 申立人は、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 2 月 4 日から同年 4 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A 県 B 教育事務所（B 市立 C 小学校）に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

昭和 55 年度には 3 校において勤務しているが、このうち、申立期間より前に勤務していた 2 校については厚生年金保険被保険者記録があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 県教育委員会が提出した申立人に係る履歴証明書から、申立人が申立期間において B 市立 C 小学校に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A 県教育委員会に照会したところ、「申立期間における厚生年金保険の関係書類は保存期間を経過し保存していないため、申立ての事実を確認できない。しかし、申立人の人事異動通知書によれば、申立てに係る任用期間は昭和 56 年 2 月 4 日から同年 3 月 31 日までの 2 か月以内であり、厚生年金保険被保険者の適用除外（2 か月以内の期間を定めて使用される者）に該当することとなるため、加入手続が取られていなかったのではないかと考えられる。」と回答している上、当時の A 県 B 教育事務所における社会保険事務担当者は、「当時から任用期間は年度末までとされており、申立人と同様に、年度末までの任用期間が 2 か月以内となる者については、厚生年金保険の加入手続は行っていなかった。」と供述している。

なお、昭和 54 年度及び 55 年度に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得している 50 人について、その資格取得月を調査したところ、2 月及び 3 月に被保険者資格を取得している者は確認できない。

また、社会保険事務所が保管するA県B教育事務所の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同原票において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月 1 日から 60 年 8 月 31 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び申立人の同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、当該事業所では、「申立人は寮に住み込み勤務しながら夜間の専門学校に通学していたが、寮費に加えて学費及び通学定期代等の負担があり、給料が無くなるため、厚生年金保険には加入させていなかった。申立人に係る関係資等は保存していないため、勤務期間等については分からないが、正社員であれば厚生年金保険の加入と同時に雇用保険も加入させていた。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚は、それぞれ、「申立人が中学校を卒業してすぐに入社してきた記憶はあるが、勤務期間及び当時の厚生年金保険の適用については分からない。」、「申立人に係る記憶は無く、当時の厚生年金保険の適用については分からない。」と供述していることから、当時、同事業所ではすべての従業員について厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同原票において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、

申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、B年金基金の記録においても、申立人の同事業所における被保険者記録は確認できない。

さらに、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。